



## 水道基本料金4か月分を免除します

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対する支援策として国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して水道基本料金の4か月分免除を行い、負担軽減を図るものです。

### 【内容】

#### (1)対象:全契約者(公共施設を除く)

一般家庭(口径 13、20mm を使用の場合)であれば 1 世帯あたり 5,280 円(2,640 円×2回検針分)の免除、店舗等(口径 25mm を使用の場合)であれば 8,052 円(4,026 円×2 回検針分)の免除、商業施設等(口径 50mm を使用の場合)であれば 13,464 円(6,732 円×2 回検針分)の免除による負担軽減を図ることができるものです。

#### (2)事業費:約2億9,173万円

- (3)実施時期:偶数月検針地区 令和8年4～7月の4か月分
- 奇数月検針地区 令和8年5～8月の4か月分

### ◆免除期間

検針月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
偶数月			検針		検針	
奇数月				検針		検針

鴻巣市の水道料金は市内を2つの地区(偶数月検針地区、奇数月検針地区)に分けて2か月毎に検針を行い、翌月請求をしています。

今回の実施は、各地区2回検針分の水道基本料金を免除することから4か月となります。